

議会運営委員会記録

○開催日時

平成27年11月17日 午前10時～午前11時11分

○開催場所

第2委員会室

○出席委員（7人）

副委員長	今塩屋 裕 一	委 員	谷 津 由 尚
委 員	川 添 公 貴	委 員	小田原 勇次郎
委 員	中 島 由美子	委 員	森 満 晃
委 員	徳 永 武 次		

○欠席委員（1人）

委 員 長	大田黒 博	委 員	佃 昌 樹
-------	-------	-----	-------

○議長（地方自治法第105条による出席）

議 長 上 野 一 誠

○委員外議員（会議規則第118条による出席）

副 議 長 新 原 春 二

○その他の議員

議 員 井 上 勝 博

○説明のための出席者

総 務 部 長	今 吉 俊 郎		
総 務 課 長	田 代 健 一	商 工 観 光 部 長	末 永 隆 光
文 書 法 制 室 長	堀ノ内 孝	観 光 ・ ス ポ ー ツ 対 策 監	古 川 英 利
財 政 課 長	今 井 功 司	兼 観 光 ・ シ テ ィ セ ー ル ス 推 進 課 長	
		建 設 部 長	泊 正 人
企 画 政 策 部 長	永 田 一 廣		
		教 育 部 長	中 川 清
市 民 福 祉 部 長	春 田 修 一		
子 育 て 支 援 課 長	知 識 伸 一	水 道 局 長	落 合 正 洋
農 林 水 産 部 長	橋 口 誠	議 会 事 務 局 長	田 上 正 洋
林 務 水 産 課 長	堂 込 修	議 事 調 査 課 長	道 場 益 男

○事務局職員

事 務 局 長	田 上 正 洋	主 幹 兼 管 理 調 査 グ ル ー プ 長	久 保 淳 一
議 事 調 査 課 長	道 場 益 男	管 理 調 査 グ ル ー プ 員	榎 並 淳 司
主 幹 兼 議 事 グ ル ー プ 長	瀬 戸 口 健 一	議 事 グ ル ー プ 員	柳 裕 子

○審査事件等

- 1 今期定例会の会期及び会期日程（案）について
 - 2 今期定例会に付議される議案等について
 - (1) 提出議案等の概要説明
 - (2) 議案等の審議方法について
-

△開 会

○副委員長（今塩屋裕一）これより議会運営委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付しております審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（今塩屋裕一）御異議ありませんので、お手元に配付しております審査日程により審査を進めます。

まず、議長から御挨拶をお願いします。

○議長（上野一誠）それじゃ、皆さん、おはようございます。大変御苦労さまでございます。今、委員長よりありましたように、きょうの議会運営委員会の進行につきましては、進行表のとおりでありますので、どうぞひとつ御協議よろしく願います。

ちょうど国民文化祭も皆さんの御協力で無事に終わり、そしてまた、先日は産業祭も、多くの皆さんの御協力を得て立派な産業祭になったのではないかなと思います。

それと、中越パルプが木質バイオマスの発電のために、先日、竣工式がありました。県の副知事を初め、林業関係を含めて、大変、多くの皆さんが竣工式、祝賀会にもおいでいただいて、立派な発電施設ができたなと思っております。これで、電力のまちと、いわばエネルギーのまちという意味では、原子力、火力、それから木質、風力あるいは水力等々含めて全てのそういうものが設置をされてるまちになったのかなというふうに思っております。

それとあと、きょうの新聞に出てましたけども、九州市議会議長会、基地立地の。これが鹿児島県が今回、受ける形になっておりまして、薩摩川内市が開催地でありました。議員の御出席をいただく方もいらっしゃる、また、防衛協会からも御出席をいただきました。いろいろ御協力で大変ありがとうございました。

いよいよ12月議会ということで、課題、いろんな議案も多くございますけれども、どうぞひとつよろしく願い申し上げて御挨拶いたします。本日は大変御苦労さまでございます。

△今期定例会の会期及び会期日程（案）について

○副委員長（今塩屋裕一）それでは、今期定例会の会期及び会期日程（案）についてを議題といたします。

概要説明を事務局長に求めます。

○事務局長（田上正洋）おはようございます。資料1—1、平成27年第5回市議会定例会会期及び会期日程（案）をごらんください。

まず、会期は、11月25日から12月18日までの24日間であります。会期日程は、11月25日の本会議で、議案説明及び一部議案審議、翌26日、午後3時に質問通告締め切り。質問予定者数については、資料1—2のとおり、最大で14人となっておりますので、3日間で質問者を割り振ることとし、12月4日及び7日の本会議で、総括質疑並びに一般質問を行い、8日の本会議では、総括質疑並びに一般質問、その後、議案説明及び議案等付託。休会中の10日に市民福祉委員会と総務文教委員会を、11日に建設水道委員会と企画経済委員会を開催願ひ、14日は委員会予備日としてはいかがかと考えます。さらに、18日の本会議では、付託事件等審査結果報告を予定してはいかがかと考えます。

また、今後の議運の開催予定ですが、中日の議運が12月7日の本会議終了後に、最終日の議運が12月18日の午前9時からそれぞれ予定されております。

以上です。

○副委員長（今塩屋裕一）ただいま説明がありました。質疑、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（今塩屋裕一）質疑はないと認めます。

今期定例会の会期及び会期日程（案）について、説明のとおりすることで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（今塩屋裕一）御異議ありませんので、そのように決定しました。

以上で、今期定例会の会期及び会期日程（案）についての審査を終了いたします。

△今期定例会に付議される議案等について

○副委員長（今塩屋裕一）次に、今期定例会に付議される議案等についてを議題といたします。

一括、事務局長に説明を求めます。

○事務局長（田上正洋）資料2—1、付議事件

等区分表（案）並びに資料２－２、付議事件一覧をごらんください。

まず、当局からの報告が１件。報告第１５号は、市営住宅の明渡し及び滞納家賃の請求に関する訴えの提起に係る専決処分の報告であり、１１月２５日の本会議において報告を受けるものであります。

次に、提出予定議案は、まず、議会運営委員会提出分が１件ございます。

議案第２０９号は、市議会会議規則の一部改正であり、標準市議会会議規則が改正され、女性議員が出産を理由に欠席できる規定等が明記されたことを勘案し、本市議会においても所要の規定整備を図ろうとするものであります。

次に、市長提出分は、一般議案８１件、補正予算議案１２件の計９３件であります。

資料２－２の１ページをごらんください。

議案第２１０号は、鹿児島県市町村総合事務組合が共同処理する事務のうち、常勤職員の退職手当支給事務に係る組合市町村に垂水市を、議員その他非常勤職員の公務災害、通勤災害に対する補償事務等に係る組合市町村に伊佐北始良火葬場管理組合をそれぞれ平成２８年４月１日から加入させるため、当該組合の規約変更について議会の議決を求めるもので、これについては１１月２５日の本会議審議にしてはと考えます。

次に、議案第２１１号は、手数料条例の一部改正であり、本市の手数料について、事務に要する費用等を勘案し、その額の見直しを行おうとするもの。

議案第２１２号は、市税条例等の一部改正であり、地方税法等の一部改正に伴い、徴収猶予等に関する規定を定めるほか所要の規定整備を図ろうとするもの。

議案第２１３号は、財産の取得議案であり、教育環境整備のため、記載のとおり教育用コンピューターを取得しようとするもの。

２ページをごらんください。

議案第２１４号及び２１５号は、受益者負担の適正化及び公平化を図るための使用料見直しに係る議案であり、２１４号は公民館条例の、２１５号は上甕コミュニティセンター条例の、それぞれ一部改正であります。

議案第２１６号は、新たに天辰寺前古墳公園条例を制定するものであり、県指定史跡に指定され

た同古墳を一般公開することにより、市民の文化に対する理解と関心の向上を図り、憩いの場所として供することを目的として、同古墳公園を設置しようとするもの。

議案第２１７号から２１９号までは、使用料見直しに係る議案であり、２１７号は川内文化ホール条例の、２１８号は入来文化ホール条例の、２１９号は、川内まごころ文学館条例の、それぞれ一部改正であります。

議案第２２０号は、川内文化ホール及び入来文化ホール・サンフラワーいりきに係る指定管理者の指定期間が満了することに伴い、川内文化ホールについては引き続き、入来文化ホール・サンフラワーいりきについては新たに、それぞれ公益財団法人薩摩川内市民まちづくり公社を指定しようとするため、議会の議決を求めるものであり、以上の１０件は、１２月１０日の総務文教委員会に。

次に、３ページをごらんください。

議案第２２１号は、新たに平成２８年度から３２年度までの甌島辺地計画を策定することについて、関係法の規定により議会の議決を求めるもの。

議案第２２２号は、いわゆるマイナンバー法に基づく個人番号の利用に関し、必要な事項を定めるため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例を新たに制定しようとするもの。

議案第２２３号及び２２４号は、使用料見直しに係る議案であり、２２３号は地区コミュニティセンター条例の、２２４号はセントピア条例の、それぞれ一部改正であります。

議案第２２５号から次のページ、４ページの２２８号までは、財産の無償譲渡議案であり、２２５号は亀山集会所の、２２６号は宮里集会所の、２２７号は限之城集会所の、２２８号は斧淵集会所の、それぞれ土地及び建物について記載のとおり、地元自治会へ無償譲渡するため、議会の議決を求めるもの。

５ページをごらんください。

議案第２２９号は、セントピアに係る指定管理者の指定期間が満了することに伴い、引き続き株式会社誠建設を指定しようとするため、議会の議決を求めるもの。

議案第２３０号から２３２号までは、使用料見

直しに係る議案であり、230号は農産物加工センター条例の、231号は入来地域農村広場条例の、232号は農村研修館、農村生活センター等条例の、それぞれ一部改正であります。

議案第233号は、祁答院大村北部生活センターに係る指定管理者の指定期間が満了することに伴い、引き続き薩摩川内市生活研究グループ連絡協議会祁答院支部を指定しようとするため、議会の議決を求めるもの。

議案第234号は、鹿島水産加工センター条例の一部改正であり、使用料の見直しを行おうとするもの。

議案第235号は、甌家畜診療所診療等手数料徴収条例の一部改正であり、当該事務に要する費用等を勘案し、その額の見直しを行おうとするもの。

議案第236号は、基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正であり、農地環境保全基金について、その全額の費消により廃止しようとするもの。

6ページをごらんください。

議案第237号は、新たに、ひまわり友あい館条例を制定するものであり、勤労青少年ホームを廃止し、勤労者その他の市民が健康づくり等のために集い、交流できる場を提供し、もって健康で文化的な生活の向上に寄与するため、ひまわり友あい館を設置しようとするもの。

議案第238号及び239号は、使用料見直しに係る議案であり、238号は東郷共同福祉施設条例の、239号は入来勤労者技術研修館条例の、それぞれ一部改正であります。

議案第240号は、東郷共同福祉施設に係る指定管理者の指定期間が満了することに伴い、引き続き、斧淵地区コミュニティ協議会を指定しようとするため、議会の議決を求めるもの。

議案第241号及び242号は、使用料見直しに係る議案であり、241号は国際交流センター条例の、242号は産業振興センター条例の、それぞれ一部改正であります。

議案第243号から次のページ、7ページの245号までは、公の施設に係る指定管理者の指定議案であり、243号は国際交流センター及び産業振興センターに係る指定管理者の指定期間が満了することに伴い、引き続き薩摩川内市国際交流協会を、244号は川内港待合所に係る指定管

理者の指定期間が満了することに伴い、従前の指定管理者にかえて、新たに株式会社南和産業を、245号は高速船ターミナルの指定管理者として、新たに甌島商船株式会社を、それぞれ指定しようとするため、議会の議決を求めるものであります。

なお、議案第243号については、議長が薩摩川内市国際交流協会副会長の職にあり除斥対象となりますので、本会議においては副議長が議事運営を行うこととなります。

次に、議案第246号から248号までは、使用料見直しに係る議案であり、246号は上甌県民自然レクリエーション村条例の、247号は下甌キャンプ場条例の、248号は、とうごう五色親水公園条例の、それぞれ一部改正であります。

議案第249号から251号までは、公の施設に係る指定管理者の指定議案であり、249号はとうごう五色親水公園に係る指定管理者の指定期間が満了することに伴い、引き続き全国警備保障株式会社を、250号は、中甌地域活性化施設の指定管理者として、新たに東シナ海の小さな島ブランド株式会社を、251号は、手打地域活性化施設の指定管理者として、新たに手打地区コミュニティ協議会を、それぞれ指定しようとするため、議会の議決を求めるものであります。

8ページをごらんください。

議案第252号は、体育施設条例の一部改正であり、使用料の見直しを行おうとするもの。

議案第253号は、川内地域体育施設条例の一部改正であり、寄田、高江、平佐東及び網津の各運動広場について、その用途を廃止し、普通財産に変更しようとするもの。

議案第254号及び255号は、使用料見直しに係る議案であり、254号はプール条例の、255号はB&G海洋センター条例の、それぞれ一部改正であります。

議案第256号から次のページ、9ページの259号までは公の施設に係る指定管理者の指定議案であり、256号は樋脇サンヘルスパーク及び樋脇B&G海洋センターに係る指定管理者の指定期間が満了することに伴い、引き続き株式会社セイカスポーツセンターを、257号は樋脇総合運動場及び樋脇屋外人工芝競技場について、また、258号は東郷総合運動場及び東郷池島運動広場について、いずれも指定管理者の指定期間が満了することに伴い、引き続き特定非営利活動法人川

内スポーツクラブ01を、259号は川内プールの指定管理者として、新たに特定非営利活動法人川内スポーツクラブ01を、それぞれ指定しようとするため、議会の議決を求めるものであり、以上の39件は、12月11日の企画経済委員会に。

次に、議案第260号は、廃棄物の適正処理、減量化、資源化等に関する条例の一部改正であり、一般廃棄物収集運搬業等に関する許可申請手数料について、当該事務に要する費用等を勘案し、その額の見直しを行うほか、所要の規定整備を図ろうとするもの。

議案第261号は財産の無償譲渡議案であり、記載の建物について鹿島藺牟田地区自治会へ無償譲渡するため、議会の議決を求めるもの。

議案第262号から次のページ、10ページの265号までは、公の施設に係る指定管理者の指定議案であります。262号は里藺上墓地等に係る指定管理者の指定期間が満了することに伴い、引き続き水建システム有限会社を、263号は川内葬斎場やすらぎ苑等に係る指定管理者の指定期間が満了することに伴い、引き続き株式会社誠建設を、264号は上甌島葬斎場に係る指定管理者の指定期間が満了することに伴い、引き続き里葬斎を、265号は鹿島葬斎場の指定管理者として、新たに有限会社鹿島土木を、それぞれ指定しようとするため、議会の議決を求めるものであります。

議案第266号は、国民健康保険診療施設条例の一部改正であり、診断書等の発行に係る手数料について、当該事務に要する費用等を勘案し、その額の見直しを行うほか所要の規定整備を図ろうとするもの。

議案第267号から271号までは、使用料見直しに係る議案であり、267号は、すこやかふれあいプラザ条例の、268号は保健センター条例の、269号は社会福祉施設条例の、270号はサン・アビリティーズ川内条例の、271号は隣保館条例の、それぞれ一部改正であります。

11ページをごらんください。

議案第272号は、サン・アビリティーズ川内及びふれあいドームに係る指定管理者の指定期間が満了することに伴い、引き続き特定非営利活動法人川内スポーツクラブ01を指定しようとするため、議会の議決を求めるもの。

議案第273号及び274号は、使用料見直しに係る議案であり、273号は高齢者福祉施設条

例の、274号は上甌総合センター条例の、それぞれ一部改正であります。

議案第275号は、高齢者福祉センター条例の一部改正であり、入来高齢者福祉センターについて、その用途を廃止し、普通財産に変更するとともに、上甌老人福祉センターの使用料の見直しを行うほか所要の規定整備を図ろうとするもの。

議案第276号と277号は、関連する議案であります。まず、276号は生活支援ハウス条例の一部改正であり、無償貸し付けを前提に、下甌生活支援ハウスを廃止するほか所要の規定整備を図ろうとするもの。277号は財産の無償貸し付け議案であり、記載の下甌生活支援ハウスの土地及び建物を普通財産に変更後、社会福祉施設等として、平成28年4月1日から5年間、社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会へ無償貸し付けしようとするもの。

12ページをごらんください。

議案第278号及び279号は、公の施設に係る指定管理者の指定議案であり、278号は樋脇もくもくふれあい館について、279号は里保育園について、いずれも指定管理者の指定期間が満了することに伴い、引き続き社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会を指定しようとするため、議会の議決を求めるものであり、以上の20件は、12月10日の市民福祉委員会に。

次に、議案第280号は、祁答院百年杉の館野外ステージ条例の廃止条例であり、当該野外ステージについて施設の老朽化等により廃止しようとするもの。

議案第281号は、入来観光施設条例の一部改正であり、観光施設を公園施設に改め、題名を入来公園施設条例とするとともに、一部の建物について、その用途を廃止し、普通財産に変更するほか所要の規定整備を図ろうとするもの。

議案第282号は、都市公園条例の一部改正であり、有料施設から唐浜キャンプ場を除くとともに、都市公園の使用料について見直しを行うほか所要の規定整備を図ろうとするもの。

議案第283号は、普通公園条例の一部改正であり、一条殿公園、坪塚公園、木場茶屋公園及び吉野山公園について、その利用状況等を勘案して廃止するとともに、普通公園の使用料について見直しを行うほか所要の規定整備を図ろうとするもの。

13ページをごらんください。

議案第284号から286号までは、公の施設に係る指定管理者の指定議案であり、284号は藺牟田池自然公園施設に係る指定管理者の指定期間が満了することに伴い、引き続き株式会社小園建設を、285号は愛宕ビスタパーク等に係る指定管理者の指定期間が満了することに伴い、引き続き薩摩緑振協同組合を、286号は寺山いこいの広場に係る指定管理者の指定期間が満了することに伴い、引き続き公益財団法人薩摩川内市民まちづくり公社を指定しようとするため、議会の議決を求めるものであります。

議案第287号は、川内駅周辺地区土地区画整理事業の清算事務が完了することに伴い、当該条例を廃止するとともに所要の規定整備を図ろうとするもの。

議案第288号は、市営住宅、一般住宅及び特定公共賃貸住宅のうち82住宅並びに付随する共同施設の指定管理者として、新たに、株式会社橋口組を指定しようとするため、議会の議決を求めるもの。

議案第289号及び次のページ、14ページの290号は、財産の無償貸し付け議案であり、289号は上之湯公衆浴場の、290号は下之湯公衆浴場の、それぞれ記載の建物について、平成28年4月1日から5年間、株式会社市比野温泉に公衆浴場として無償貸し付けしようとするもので、以上の11件は、12月11日の建設水道委員会にそれぞれ付託してはと考えます。

なお、今期定例会に提出される指定管理者の指定議案、財産の無償譲渡及び無償貸し付け議案については、今後、各議員に文書で照会するなど、除斥対象議案かどうかの確認を行うこととなります。

また、本会議初日においては、除斥対象議案を除く議案を一括議題として提案理由説明を受け、除斥対象議案は、別途1件ずつ議題として、提案理由説明を受けることとなります。

さらに、総括質疑、また、最終日の委員長報告及び採決についても同様の取り扱いとなります。

次に、議案第291号については、平成27年度の一般会計補正予算であり、各常任委員会に分割付託してはと考えます。

また、議案第292号から302号までの11件は、平成27年度の各特別会計及び水道事

業会計の補正予算であり、それぞれ記載のとおり各常任委員会に付託してはと考えます。

最後に、今後の提出予定議案ですが、中日に一般議案3件の提出が予定されているようです。

以上です。

○副委員長（今塩屋裕一）ただいま事務局長から説明がありましたが、当局からの補足説明はありませんか。

○財政課長（今井功司）それでは、今市議会定例会に上程いたします補正予算について御説明いたします。

別冊の平成27年度薩摩川内市各会計予算書、予算に関する説明書（第6回補正）の201ページでございます。また、あわせて補正予算資料として、第6回補正予算の概要もお配りしておりますので、ごらんいただきたいと思います。

それでは、説明をいたします。

各会計歳入歳出補正予算額調の表になります。

今回の補正は、一般会計と10特別会計の補正となっております。一般会計の補正額は13億172万4,000円の増額、補正後の額を540億5,039万8,000円とするものであり、特別会計はごらんとおりであります。

まず、特別会計の主な補正内容について御説明いたします。

特別会計では、簡易水道事業、公共下水道事業及び農業集落排水事業等において、確定に伴います公債費の調整を行ったほか、簡易水道事業では、事業費の減額や消費税納税額を確定により増額し、公共下水道事業では、執行残見込みにより事業費を減額し、天辰第一地区土地区画整理事業では、事業費の増額の費目調整を、国民健康保険事業では、執行見込みによる療養給付費等の増減調整及び国庫支出金等精算返納金などの増額を、国民健康保険直営診療施設勘定では、医療機器等の修繕に係る経費を増額し、介護保険事業では、介護サービス給付費及び介護給付費準備基金積立金等の増減調整を行っているところでございます。

では、一般会計につきまして補正の概要を説明いたしますので、203ページの歳出目的別の表をごらんください。

総務費では、総務費総務一般管理費において、一般職員給与等を執行見込みにより減額し、財産一般管理費では、国債運用で生じた益金相当額を財政調整基金に積み立てる経費を増額したほか、

契約検査事務費において、他機関で発生した個人情報流出事案を受け、工事台帳管理システムのセキュリティ対策を強化するための経費を計上し、コミュニティ推進費及びゴールド集落活性化事業費においては、各補助金を確定及び執行見込みにより減額しております。

民生費では、障害者児自立支援事業費において実績見込みにより給付費を増額し、地域介護・福祉空間整備等事業費において実施要望法人の事業着手の延伸により補助経費を減額し、児童福祉施設整備費において国・県補助金の内示を受け、認定こども園の増築に対する補助経費を計上し、保育所運営費においては、定員増等に伴います運営費加算により関係経費を増額しております。

衛生費では、地域医療対策費において国民健康保険直営診療施設勘定特別会計での財源調整により繰出金を減額し、感染症等予防費においてワクチン単価の上昇により予防接種委託経費を増額し、国民健康保険対策費において執行見込みによる療養給付費等の増減調整及び国庫支出金等精算返納金などの増額により繰出金を増額しております。

農林水産業費では、農業振興育成事業費において農地中間管理機構に農地の貸し付けを行う地域及び個人に交付いたします協力金を計上し、市単土地改良事業費において農道の事故防止、利便性を高めるための舗装等の整備に係る経費を増額し、水産振興費において川内市漁業協同組合が計画しております物産館、せんだい漁師の館の整備に対する支援経費を計上しております。

商工費では、企業立地対策費において企業誘致推進のためF I M九州工場跡地の取得に係る経費を計上し、観光物産施設事業費において旧里交流センター甌島館の市民の交流拠点機能整備を支援するための経費を計上しております。

土木費では、道路維持費において原子力防災に係る緊急時の避難道路整備に必要な調査経費も含め、繰越明許費を活用した15カ月執行予算として工事請負費等を増額し、一般道路整備事業費及び港湾県営事業負担金においてそれぞれ県の施工事業費に伴い負担金を増額し、三堂公園整備事業費において国庫補助内示及び県との護岸整備協定に伴い事業費を減額しております。

消防費では、常備消防車両管理費において大型高所作業車等の修繕に係る経費を増額し、常備消防車両等購入費において執行見込みにより車両購

入経費を減額しております。

教育費では、教育育成費において支援対象者の確定により、離島高校生修学支援費を減額し、小学校管理費、中学校管理費及び幼稚園管理費において公立学校共済の制度移行に伴います共済掛け率の確定により共済費を増額し、体育施設設備整備費において樋脇グラウンドゴルフ場整備に伴います樋脇ホッケー場の防球ネット設置に係る経費を計上しております。

公債費では、長期償還元金及び同利子において、本年度の執行見込みにより増減調整しております。

次に、歳入について御説明いたします。

202ページでございます。歳入の表をごらんください。

市税では、市民税及び固定資産税において調定及び収納実績の見込みにより増額をしております。分担金及び負担金は、歳出に対応した社会福祉負担金及び児童福祉負担金の増額であり、使用料及び手数料は、収入見込みによる住宅使用料の増額であります。

国庫支出金及び県支出金では、補助事業の内示や事業確定等により各補助金等を増減調整しております。

財産収入では、基金運用収入について財政調整基金において国債運用益が生じたことにより計上するものであり、物品売払収入においては、県からの貸付牛の本年度償還対象のうち1頭が償還免責となったことにより減額しております。

寄附金では、教育費寄附金において2件、6万円の寄附をいただきましたので予算補正するものでございます。

繰入金では、今回、補正に伴います財源対策として財政調整基金繰入金を増額しております。

諸収入では、雑入において国庫支出金返納に伴う延長保育促進事業補助金返納金を計上し、一般コミュニティ助成事業の不採択により同助成金を減額しております。

市債では、港湾県営事業負担金に係る財源として港湾整備事業債を増額し、樋脇ホッケー場防球ネット設置に係る財源として体育施設整備事業債を計上するほか、国庫補助金の内示等に伴い公園整備事業債を減額するものであります。

次に、繰越明許費補正について御説明いたします。6ページでございます。

第2表、繰越明許費補正は、今回、補正計上いたしました、せんだい漁師の館整備支援事業15カ月執行予算の道路維持補修事業など6事業につきまして年度内の事業完了が見込めないため、翌年度に繰り越して使用することができる経費として追加しようとするものであります。

続きまして、7ページをごらんください。債務負担行為の補正でございます。

第3表、債務負担行為補正は、追加が26事業、変更が1事業であります。追加は、7ページから9ページにわたります23事業が来年度に新規または更新時期を迎える指定管理料に係るものであり、長寿健診受診券作成等業務委託以降の3事業につきましては、事業執行の観点から債務負担行為の設定を必要とするもので、変更につきましては、保育所等整備交付金事業において国庫補助金の追加内示に伴い、今後の事業の実施見込みにより、ごらんのとおり限度額を変更しようとするものでございます。

10ページでございます。地方債補正でございます。

第4表、地方債補正は、体育施設整備事業を追加し、レクリエーション施設整備事業、港湾整備事業及び消防防災施設整備事業において限度額を増額し、公園整備事業において限度額を減額するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願い申し上げます。

○観光・スポーツ対策監兼観光・シティセールス課長（古川英利）先ほど事務局長から、今後、提出議案が3件あるという説明をしていただきましたが、配付資料の2-2の15ページにありますとおり、そのうちの2件は財産の無償譲渡、これは東郷温泉ゆったり館の建物の部分と土地の無償貸し付けについての議案でございます。現在、この施設につきましては、譲り受けをしてもいいという相手先が出てきて、譲渡に向けた庁内の最終調整を進めているところでございます。準備が整い次第、議案として提出させていただきたいというものでございますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○水道局長（落合正浩）同じく、ただいまのところのうでございますが、薩摩川内市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の制

定についてと、記載はございませんけれども、現在、地元と協議を進めておりますが、祁答院地域公衆浴場の無償譲渡等について提出をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○副委員長（今塩屋裕一）ほかにありませんか。

○農林水産部長（橋口 誠）補正予算の補足説明を若干させていただきたいんですが、よろしゅうございますか。

補正予算の概要の5ページをお開きいただきたいと思ひます。一番上、(7)でございますが、事業名、せんだい漁師の館整備事業についてでございます。

今回の事業内容につきましては、先ほど財政課長からも御説明ございましたが、川内市漁協が事業主体となりまして、経営強化と漁業者の所得向上を目的に、川内、甑島近海産の魚介類等の販売共通拠点として川内港高速船ターミナル隣接地に計画しております物産館、(仮称)せんだい漁師の館の整備に対して補助をしようとするものでございます。事業経費は、全体で総額1億5,000万でございます。そのうち県50%、市30%の1億2,000万を補助しようとする事業でございます。

以上でございます。よろしくお願ひします。

○副委員長（今塩屋裕一）ただいま説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。ないですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副委員長（今塩屋裕一）質疑はないと認めます。

それでは、今期定例会に付議される議案等の審査方法については、説明のとおり取り扱うことに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副委員長（今塩屋裕一）御異議ありませんので、そのように決定しました。

以上で、今期定例会に付議される議案等についての審査を終了いたします。

ここで協議会に切りかえます。

~~~~~

午前10時39分休憩

~~~~~

午前11時10分開議

~~~~~

△閉 会

○副委員長（今塩屋裕一）以上で、議会運営委員会を閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（今塩屋裕一）御異議ありませんので、以上で、議会運営委員会を閉会いたしたいと思います。皆さん、御苦労さまでした。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会議会運営委員会  
副委員長 今塩屋 裕一